

新潟県体操協会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、新潟県体操協会（以下、本協会という）と称し、事務局を会長の定めるところの新潟市中央区天神尾2丁目5番18号に置く。

(目的)

第2条 本協会は、新潟県内における体操競技、新体操、トランポリン及び一般体操の普及、発展を図り本県スポーツ界の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本協会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 体操競技、新体操、トランポリン及び一般体操の強化発展と相互の融和連絡を図ること。
- (2) 各種競技会、講演会、実演会、研修会等を開催すること。
- (3) 国民体育大会、北信越国民体育大会、北信越ジュニア大会等に選手、役員等を派遣すること。
- (4) その他、この会の目的を達成する為の事業を行うこと。

第2章 組織及び資格

(組織及び資格)

第4条 本協会の目的並びに事業に賛同する加盟団体及び個人会員（賛助会員も含む、以下「会員」という）を持って組織し、新潟県体育協会に加盟するとともに日本体操協会に加盟する。

第5条 会員は会費及び団体加盟金を納入するものとする。（会費及び団体加盟金は、別表第1及び第2に定めたとおりとする。）

- 2 各種大会に参加する選手及び役員として係わる会員は、本協会と日本体操協会に登録するものとし、登録料と登録手数料を納入するものとする。（役員登録料、指導者登録料及び選手登録料は、別表第3及び第4に定めたとおりとする。）
- 3 審判継続申請を行う会員は、申請料と申請手数料を納入するものとする。（審判継続申請料は、別表第4に定めるものとする。）

(事務局)

第6条 本協会は、事務処理の円滑化を図るため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長のほか、事務職員を置くことが出来る。

(事務局の職務)

第7条 事務局は、会計を掌り、次の職務に当たる。

- (1) 本協会の運営に係る予算、決算に関すること。
- (2) 会議の運営に関すること。
- (3) 理事会及び重要な会議の資料、議事録の作成に関すること。
- (4) 各種文章の受付、管理、作成、発送に関すること。
- (5) その他、事務一般に関すること。

(委員会の設置)

第8条 本協会の円滑な運営を図るため、次の委員会を置く。

- (1) 総務委員会
- (2) 事業委員会
- (3) 強化委員会

2 委員会には、委員長をおく。委員長は理事長が推挙し、会長が委嘱する。

(委員会の職務)

第9条 総務委員会は、次の職務に当たる。

- (1) 会議に関すること。
- (2) 登録業務に関すること。
- (3) 賛助会員及び広告料、協賛金に関すること。
- (4) 本協会ホームページ及び協会PR事項に関すること。
- (5) 会員相互の連携融和に関すること。
- (6) 事業の運営に関すること。
- (7) 特別事業に関すること
- (8) その他、総務に係わること。

2 事業委員会は、次の職務に当たる。

- (1) 各種大会、講演会、実演会、研修会等事業計画の作成に関すること。
- (2) 事業の運営に関すること。
- (3) 普及に関すること。
- (4) 器具に関すること。
- (5) その他、事業に係わること。

3 強化委員会は、次の職務に当たる。

- (1) 国体選手の強化に関すること。

(別記内規による)

- (2) ジュニア選手強化育成に関すること。
- (3) 指導者育成に関すること。
- (4) 審判に関すること。
- (5) 審判技術の向上に関すること。
- (6) 審判員の育成に関すること。
- (7) 普及に関すること。
- (8) その他、強化に係ること

第3章 役員

(役員)

第10条 本協会は、次の役員をおく。

- | | |
|--------|-----|
| 1 会長 | 1名 |
| 2 副会長 | 若干名 |
| 3 理事長 | 1名 |
| 4 副理事長 | 若干名 |

- 5 常務理事 若干名
- 6 理事 団体選出理事及び会長推薦理事
- 7 監事 2名
(役員選任)

第11条 会長は理事会で推挙する。

- 2 副会長は理事会の議決により会長が委嘱する。
- 3 理事長、副理事長は理事の互選により選任し、会長が委嘱する。
- 4 常務理事は、会長、副会長、理事長、副理事長、事務局長及び各委員会の委員長とする。
- 5 理事は、加盟団体選出理事及び会長推薦理事とする。
- 6 監事は、理事会の議決により会長が委嘱する。
(役員の職務)

第12条 会長は、本協会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
- 3 理事長は、理事会、常務理事会を代表し、一般業務、事務運営を総括する。
- 4 常務理事は、理事会の決議に基づき、本協会の業務を遂行する。
- 5 監事は、本協会の会計を監査する。
(役員任期)

第13条 本協会の役員任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

- 2 役員に欠員が生じたときは補充する。補充役員任期は前任者の残任期間とする。
- 3 役員任期が満了しても、後任者が就任するまでは、その職にあたるものとする。
(役員解任)

第14条 本協会の役員は、次の項目に該当する時は、会長の承認のもと理事会の3分の2以上の議決により解任することが出来る。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に耐えられないと認められたとき。
- (2) 本協会の名誉を著しく傷つけたとき。

第4章 会議

(会議)

第15条 本協会の会議は、理事会、常務理事会、及び委員会とする。

- 2 理事会は、役員を持って構成し、毎年1回開催する。(必要に応じて、臨時に開くことが出来る。)
- 3 理事会は、会長が招集し、次の事項を審議する。
 - (1) 事業計画並びに予算の承認に関する事。
 - (2) 会務報告並びに決算に関する事。
 - (3) 規約の改廃に関する事。
 - (4) 役員選任に関する事。
 - (5) その他、本協会運営に重要と思われる事項に関する事。
- 4 常務理事会は、常務理事のほか必要に応じて各委員会の委員の出席を認め、会長が招集し、次の事項を審議する。
 - (1) 理事会で委任された事項及び運営に必要な会務を処理する。

- (2) その他、本協会運営に重要と思われる事項に関すること。
- 5 委員会は、各委員会が必要に応じて理事長の承認を得て委員長が召集し、その決議を常務理事会に報告するものとする。
- 6 各会議とも、構成員の過半数以上の出席を持って成立し、議決は、出席者の過半数で可決する。(委任状を認める)

第5章 名誉会長・顧問・参与

(名誉会長)

第16条 本協会に、名誉会長を置くことが出来る。

- 2 名誉会長は、本協会に功労のあった者または学識経験者の中から、常務理事会で推挙し、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

(顧問)

第17条 顧問は、本協会に功労のあった者の中から、常務理事会の推薦により会長が委嘱する。

(参与・特別参与)

第18条 参与及び特別参与は、本協会の役員であった者の中から、常務理事会の推薦により会長が委嘱する。

第19条 顧問及び参与は、常務理事会の諮問に応じる。特別参与は、会長の諮問に応じる。

- 2 顧問、特別参与、参与は理事会、常務理事会に出席できるが、議決権はない。

第6章 会計

(会計)

第20条 本協会の会計は、会費、登録料、事業収入、寄付金、補助金、賛助会費及びその他の収入を持って充てる。

- 2 本協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

附 則

第1条 本協会の運営について、規約の定めのない事項については、会長が常務理事会に諮って定めるものとする。

第2条 この規約は、平成7年4月1日より施行する。

平成9年7月19日一部改正

(但し、同年4月1日より施行する。)

平成9年10月4日 一部改正

平成13年6月10日一部改正

平成15年3月29日一部改正

平成23年4月3日一部改正

平成24年4月1日 一部改正

平成26年4月1日 一部改正

平成29年4月1日 一部改正

平成30年4月1日 一部改正

別表第1 会費

区分	一人年額
会 長	50,000 円
副 会 長	30,000 円
理 事 長	30,000 円
副 理 事 長	20,000 円
常 務 理 事	15,000 円
理 事	5,000 円
会 員	3,000 円

別表第2 団体加盟金

区分	一団体年額
ジュニア団体	30,000 円

別表第3 選手登録料

区分	一人年額		
社 会 人	登録料	1,500 円	合計 3,000 円
	登録手数料	1,500 円	
大 学 生	登録料	1,500 円	合計 3,000 円
	登録手数料	1,500 円	
高 校 生	登録料	1,200 円	合計 3,000 円
	登録手数料	1,800 円	
中 学 生	登録料	1,000 円	合計 2,000 円
	登録手数料	1,000 円	
小 学 生	登録料	1,000 円	合計 2,000 円
	登録手数料	1,000 円	

別表第4 役員・指導者・審判継続申請料

区分	一人年額		
役 員	登録料	2,000 円	合計 3,000 円
	登録手数料	1,000 円	
指 導 者	登録料	2,500 円	合計 3,500 円
	登録手数料	1,000 円	
審 判 (1年分)	申請料	2,000 円	合計 3,000 円
	申請手数料	1,000 円	

別表第5 団体選出理事

区分	人数
高 校	14人
中 学	8人
ジュニア団体	加盟団体数による